

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業者名	住所
中勝建設株式会社	高知県南国市篠原203-1-2階

2. 指名停止措置期間

令和7年1月24日 から 令和7年3月6日 まで（6週間）

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

中勝建設(株)は、民間発注の工事において、土木一式工事に係る建設業の許可を受けていないにも関わらず、請負金額が建設業法施行令第1条の2第1項に定める金額以上となる建設工事を施工したことが、同法第28条第1項第2号に該当するとして、高知県知事から監督処分（営業停止3日間）を受けた。

5. 指名停止措置理由

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下、「措置要領」という。）別表第2第13号及び措置要領を準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」第1条の規定に該当する。

指名停止措置要領 別表第2

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く）。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

問い合わせ先（○主な問い合わせ先）

四国地方整備局 総務部契約課 087-811-8303（直通）

契約課長 山本 隆

○建設専門官 森崎 貴司